

大正末——昭和初期に於ける村政改革闘争(下)

——群馬県〈強戸村争議〉の分析を中心として——

島 袋 善 弘

3 農民組合の分裂

大正一〇年以来地主を圧倒し続けた農民組合内部でも、大正一五年頃を境に分裂のきざしを示し始める。

小作料一時減額を要求して大字毎に闘われていた大正一五年二月、大字寺井では地主の小作賃貸地増加の声明に「小作人側ニ於テハ二月五日小作人會ヲ開キ協議ノ結果地主側ノ誠意ヲ認メ無條件ニテ小作料全部ヲ納入スルコトニ決シ解決セリ」という状況であり、西長岡では「小作人側ニ於テハ表面五割ヲ要求スルモ内心之レ(一)割減額——引用者)ニ満足セル如クニシテ」云々という状況であって、闘争の困難化は顕著であり、そのことは

同時に分裂のきざしを示すものであった。昭和二年には分裂が現実化し、寺井支部は分裂した。農民組合が地主を圧倒した時期においてさえこのような状況であったから、地主側が組織を再建し反攻に転じ、土地返還を要求することになれば、農民組合の分裂は必至であった。

小作争議の件数、争議原因、小作人の要求、結末、関係人員、関係耕地面積を一括して掲げると第23・24表のとおりである。昭和二年までは争議の規模は大きく、要求も小作料一時減額又は永久減額要求がほとんどを占め、要求はほとんど貫徹され、妥協した場合でもほぼ農民組合の要求に近い線で解決したのに対して、昭和三年以降争議原因において小作権関係及び小作料滞納、小作人の

第23表 小作争議件数・原因・要求・結末

	争議件数	争議原因						小作人の要求						結末						
		小作料値上げ	不率小作	高率小作	小作料不統一	小作権・土地引上	小作料・土地引上	滞納による土地引上	土地の売買	その他	小作料値上反対	一時的減額	永久的減額	小作料継続	小作料分納	土地の買取	その他	妥求貫徹	要求撤回	未解決
T. 10	1	1								1								1		
11	1		1								1							1		
12	1	1								1								1		
13	3	2		1						2	1							1	2	
14	7	6			1					6		1						6		1
15	17	1	9	2	2	2	1			1	10	2	3			1		12	4	1
S. 2	7	1	2	2	1	1				1	3	2	1					2	4	1
3	13		1	2	4	3	3			1	2	9		1				9	2	2
4	11		1	1	5	3	1			1	2	8						7	3	1
5	11				3	7	1			2	1	8						4	7	
6	10				3	4	3					10						7	3	
7	8		1		2	4	1			1	5	1		1				6	1	1
8	36		1		22	10	3			2	29	2		3				27	5	4
9	13		1		9	1	2			1	10	2	1	1				4	3	5
10	9		6			1	2			7			2					8		1
11	3				2	1							1					3		
12	4				2	1	1						4					4		

注 T. 10~14 は前掲「実情」それ以後は「小作争議台帳」による

要求において小作継続が激増する。
昭和三年以降の争議は一年以上も継続して争われる期間の長い争議となり、いくつかの争議が法廷にもち込まれる。⁽³⁾争議は出発点においては小作人の小作料一時減額或いは永久減額要求であったが、逆に地主から土地返還要求を受けることになった。昭和三十六年の争議において「小作人ハ直接交渉ノ結果組合ヲ脱會スルコトヲ條件トシテ小作シ得ルコトニテ示談進捗」⁽⁴⁾し、或いは「本年麥作ニテ右期間（小作地賃貸借契約期間—引用者注）滿了トナルヲ以テ地主ニ更新ヲ要求シタルニ地主ハ農民組合幹部タル者ノ更新

第24表 小作争議関係人員・面積

	関係人員		関係面積			備考
	地主	小作人	田	畑	計	
T. 10	131	470	2,200	1,300	3,500	全村争議
11	131	470	2,200	1,300	3,500	全村争議
12	131	470	2,200	1,300	3,500	全村争議
13	40	274	1,038	595	1,633	
14	131	521	2,200	1,300	3,500	全村争議
15	140	432	1,918	402	2,321	
S. 2	53	198	830	4	835	
3	97	163	436	7	443	
4	70	128	293	7	300	
5	13	39	69	7	77	
6	17	37	29	12	41	
7	106	168	387	28	416	
8	42	61	43	40	84	
9	18	16	29	0	29	
10	13	19	19	9	29	
11	3	3	2	1	4	
12	4	8	6	5	11	

注 前表と同一資料による。反未満切捨。単位：反

ヲ拒絶シ……争議トナル……然ルニ小作人中協調ヲ標榜シ脱會スル者續出シ下強戸組合員中十餘名ヲ殘スニ過キサルニ至リ地主ハ脱會者ニ對シ直チニ更新ヲ承認シ證書ノ作成ヲ了シタルヲ以テ殘留幹部モ妥協」等々として農

民組合は次々に切り崩された。このように農民組合の分裂が進行するなかで昭和四年五月に行なわれた村會議員選挙は第25表の如く、議員数において同数、得票数でわずかにリードを保ちえたに過ぎなかった。このことは地主会が「三月一日

夜選挙ニ關スル大方針ヲ定ムヘク大字下強戸地主會ヲ開キタルニ……昭和五年六月小作契約満期終了ニ付注意ノタメ予告スヘキ決シテ予告書ヲ百一三枚印刷」するといふ選挙対策が奏功したことを示すものであったが、また前述した小作争議の展開と小作農民層の投票状況との関連を示すものであった。

村會議員選挙としてははじめて普通選挙が実施され、有権者が三百人近く増加し、しかも須永は組合を脱退した大字成塚の二四人について「頗る衆観し今回の選挙でも脱退者らは何ら変節しなかつた」と明言したにもかかわらず、前回の選挙に比較して五九票しか組合側の得票を増加させ得なかつたことから、新有権者（最下層の貧農がほとんどを占めた

第25表 昭和4年村会議員選挙結果

当落	氏名	得票	当落	氏名	得票
当	柳 政十郎	88	当	岡部駒次郎	75
当	周 藤得仁	83	当	河内佐市	72
当	関 根庄作	76	当	須藤元次郎	67
当	大川音十郎	72	当	鈴木喜市	60
当	内田小四郎	72	当	深沢伊一	58
当	宮本藤助	62	当	斉藤隆信	54
当	石原文吉	49	当	栗田伝四郎	52
落			落	須永春五郎	1
農民組合 6人 502票			地主側 6人 438票		
総有権者数 974			総投票数 950		
棄権数 24			有効投票 941		

注 須永家資料による

と思われる)の多くが地主側に投じたこととみなし得る。
 以上のように農民組合から離れていった小作・自小作農は、昭和三年に設立された北金井自治会、管塩触和同志会等の協調組織へ吸収される。北金井自治会の目的は「會員相互ノ意志ノ疎通ヲ圖リ過激ノ思想ヲ妨遏シ以テ交誼ヲ永遠ニ厚フスル」ことであり、管塩触和同志会は「會員相互ノ融和ヲ計リ一般思想ノ善導ヲ以テ目的ト」

し、その事業の項目中に「(三)現時悪化セル小作争議ノ解決(四)危険思想ヲ懐ケル農村青年ノ排撃(五)共産的小作組合ノ撲滅」と規定していることに明らかになうに、農民組合への敵意をむき出しにしたものであった。このような協調組織の全村的なものとして、昭和六年岡部幸一郎を会長とする強戸村自治会が結成される。

4 商品生産農民としての矛盾の拡大

前節で述べた如く、一方に於いて農民組合の分裂が進んだが、他方大正期以来の村政改革の展開(さらにはその徹底化)によって、自作層の利害が農民組合のそれと一致するようになり、さらに地主内部では分裂の条件が形成されつつあった。このような条件は、自作地主にとっては、小作料が減額されたことによって「小作料収取者」としての側面を縮小され、その結果自作部分に存立基盤を置かざるを得なくせしめられたことによって促進された。地主を中心として組織された寺井農事組合、成塚成耕俱樂部等は単に反動組織としての側面だけではなく、他面地主自身も農耕に励まざるを得なくなったことをも示すものであった。

以上の点と共に、恐慌が全耕作農民を小商品生産者として闘争に結集しうる条件を拡大しつつあった。恐慌下の農産物価格下落は、商品生産農民全体にとって深刻なものだったからである。

昭和五年一〇月「地主の売った共栄社のより高く売れたと皆氣をよくした」と、繭が比較的高値に売れたことを記したとき、須永は既に小商品生産者としては自作地主と小作人との対立は感情的なものに過ぎないことを認識していたと思われる。そして、昭和八年八月二日「丸万製糸に本村中の八養蚕組合が春繭を売渡し、総額六万円に達する繭代金の支払いが思わしくなく、僅かに百円に對し六円の代金しか手に入らず、糸価も下る今日この頃養蚕家の初秋蚕掃立て意欲も薄らぐ」と記し、その後昭和一〇年までしばしば日記に記されている繭代不払問題（この事件では、農民組合を中心として自治会とも共闘し、自治会幹部と行動を共にしている）のような事件は、昭和五、六年頃から部分的には既に存在していたものと思われる。⁽¹²⁾

こうした恐慌下の激動を背景として、昭和二年以来混乱と模索を続けていた須永はじめ強戸村の組合指導者は、

治郎門橋倉庫会社問題に介入したり（没落地主たる岡部一三、岡部林次郎を援助し、農民組合にひきつける）、農会・産業組合・養鶏組合の共同で養鶏不振対策を構じたり、農村問題研究所を設立したりして、新たな運動の展望を求めた。

かくて昭和七年の小作料減額要求の小作争議において、農民組合側が「相手方タル地主中ニハ作戦上須永某始メ大衆黨系地主二五名ヲ含マシメタリ」⁽¹³⁾（傍点―引用者）といった現象を呈するようになる条件は、一つには村政改革闘争の展開の中で、もう一つには恐慌下における小商品生産者としての利害の共通性の拡大の中で形成されていた。

農民組合が小商品生産者としての農民諸層の利害を代表する機能を意識的に拡大しはじめつつあった昭和六年に行なわれた農会総代選挙は農民組合側当選者一三人、得票四四五、自治会当選者一二人、得票四四六であり、農民組合側は得票数ではじめて逆転され、総代数でかろうじて過半数を占めた。この選挙における当選者を階層別に表示すると第26表のとおりである。農民組合側以小作人の当選者〇、自作農八であるのに対し、自治会に小

第26表 農会総代選当選者

	自治会	農民組合
地主	2	0
自作	2	8
自作小	1	3
自作小他	5	0
その他	2	2
合計	12	13

注 その他は自治会：姓名判断1周施業1、農民組合：理發業1不明1、菊地氏藏「昭和8年起農会関係・党関係」續による

作農五人の当選者があるのはきわめて興味深い結果である。一方では農民組合分裂の方向を示し、他方農民組合が小商品生産

者の利害を代弁したことによって、自作農に上昇し或いは返地により自作農に転化した自作小作農を組合につなぎとめ、さらには中立的だといわれた自作農を部分的には組合側に吸収しえたことを示した。

ところで、もはや闘争を組織することが困難となり、昭和二年以降模索していた農民組合は昭和六年五月農民組合更生特別委員会を設置し、次いで同年六月農村問題研究所を発足させるが、研究所の開所式に須永が「農村恐慌はますます深刻化して来た。農村問題の考察も、その基礎を、一変しなければならぬ」(傍点―引用者)とし「従来と全然方向を転へてやらなければならぬ。……強戸村の対立を超越しても……マルクス主義は断じて捨

てない」(傍点―引用者)と語ったとき、後述する須永の「転向」は既に規定されていた。

5 恐慌下の抗争とその後の運動

(a) 恐慌下村政をめぐる抗争

既に記してきたように、一方において自治会が勢力を拡大し、他方農民組合は闘争の新たな展開を求めていたが、そうした中で、救農土木事業と昭和八年村会議員選挙をめぐる抗争が、昭和七年頃から展開し始める。

昭和六―七年にかけて、自治会員地主は選挙対策の一環として農民組合員に対して土地返還要求の内容証明郵便を大量に発送し、不作であった昭和七年には、小作料減額要求が発生する前に非組合員に対する一割減額と組合員に対する非減額の声明を発した。

昭和三年以来続いた耕作権をめぐる闘争の過程で、耕作権確保の困難さが明らかになったこの時期において、組合員は動揺せざるを得なかった。このような組合員の動揺をかかえて、社会大衆党村当局は恐慌によって生活困難に直面した小作農民層を中心とする農民諸層を救済し、さらには農民組合の分裂を阻止し、再結集をはかる

手段として失業救済土木事業を計画する。まず村基本財産流用による工費二万五千円の小学校増改築が計画され、整地事業に着手したが、自治会の反対と、県の中止命令によって計画を放棄せざるを得なくなる(自治会の反対はさしたる理由のないものであった。『須永日記』には「午後三時より小学校東校舎に小学校増改築に関する村会議員協議会あり、地主側の反対意見を確めたるところ、斉藤隆信君曰く『結局自治会と云う背景があるから常識では反対出来ないのだが、立場上一反対しなければならぬ』故、替否については保留して置く」と云う)と記されている。おそらく、自治会に組織された小作農民が再び大衆党の影響下に置かれることをおそれたものと思われる)。小学校増改築をはたしえなかった村当局は、方向を転じて戸数割五千円増徴による隔離病舎移転に乗り出す。この戸数割五千円増徴に対して自治会は不納同盟を結んで対抗したが、村当局は差押強制執行処分でこれに答える。

昭和七年一二月に救農土木事業費として、強戸村には一万二千円割当てられるが、この村当局による救農土木事業の展開に対抗して、自治会は自からの組織を守るべ

く「自治会の名で耕地拡張工事補助金を借入れ、村営匡救事業と対抗的に今度は地主側の匡救事業を開始⁽¹⁸⁾」する。こうして併行的に救農事業が行なわれたが、他方自治会の方針としての土地返還要求が広汎に行なわれ、その耕地面積は百町歩に達するといわれた⁽¹⁹⁾。しかし、このような返地要求は一部分を除いて、いわば形式的に行なわれたに過ぎなかったのではないかと思われる。第27表は昭和七―九年の間に行なわれた自治会の方針による組織的な返地要求争議の内容であるが、合計二六件八町歩前後に過ぎない。一四件も集中している下強戸地主について表示すれば第28表のとおりであり、かなり貸付小作地面積の大きな地主ばかりであった。最も本質的な闘いは一部分の大中地主との間に闘われたに過ぎず、たとえば自作地主との返地要求争議であった西長岡の二件についてみると、自治会の方針どおりの返地要求がなされたにもかかわらず、小作人の小作継続要求は貫徹されている。しかし、ほとんどの場合、自治会への加入を強制され、加入を条件として小作継続を認められた⁽²⁰⁾。

以上の如く、救農土木事業と土地返還争議が展開される中で昭和八年五月村会議員選挙が行なわれた。自治会

第27表 昭和7—9年自治会の方針による返地要求争議

	下強戸	上強戸	菅 塩	成 塚	寺 井	西長岡	北金井	他	計
S. 7	1	0	0	0	1	0	1	1	4
8	11	3	2	1	1	2	1	0	21
9	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	13	3	2	1	2	2	2	1	26

注「小作争議台帳」による

第28表 大字下強戸地主による返地要求争議

	S. 7	8	9	計
岡部 駒次郎・周治	0	5	1	6
岡部 惣四郎	1	3	0	4
岡部 幸一郎	0	1	0	1
関根 幾太郎・門三郎	0	3	0	3
計	1	12	1	14

注「小作争議台帳」による

は庄勝を予想し(自治会五五〇、大衆党三五〇票の予想)、あらゆる手段をとって票を固めたにもかかわらず、結果は農民組合四一五票、当選五人、自治会四八四票、当選七人と、票差は六九票に過ぎなかった。

しかしながら、ともかくも過半数の村会議員を獲得したことによって、社大党員村長を有しながらも、以後村政は自治会ペースで運営されることになる。自治会に奪還された村執行機関は、自治会という組織が基盤であった以上、基盤そのものによってそれがなしうる反動の幅と形態とを制約されていた。自治会内部には常に対立を含んでおり、それはしばしば顕在化した。自治会内部の対立は単に地主会員と小作人会員との対立のみではなかった。対立の質はあまり明らかではないが、例えば「昭和八年以来、自治会内部に地主系の反大衆党系と、村政改革派の自作農系の対立を生じ分裂の傾向を示している」と言われ、また「幹部の一人高橋種太郎氏一派が会の方針を裏切り村当局と合流し自治会地主の木村一郎氏を偽り」等々といわれる如くである。したがって、村会に過半数を占めたとはいえ、大正期の村政体系に逆転させることは不可能であった。しかし、地主にとって最も憎むべきものは農民組合村政の戸数割賦課であったから、反動はまず戸数割賦課に現われた。第29表の大字下強戸所得額評価に明らかとなり、所得額評価を交える方向での反動は不可能であった(資産状況の評価が若干変更

第29表 大字下強戸所得額評価

	昭和7年			昭和10年		
	人数	所得額	割合	人数	所得額	割合
0円	79	0円	0	84	0	0
1—10	1	4	0	2	13	0.1
10—100	22	840	8.7	18	818	8.3
100—500	7	1,782	18.6	6	1,158	11.9
500—1,000	1	798	8.3	4	2,830	29.1
1,000以上	4	6,159	64.4	3	4,932	50.6
計	114	9,579	100.0	117	9,751	100.0

注 村税戸数割賦課表より集計

された結果、戸数割負担一円未満の戸数が昭和七年には五二九戸であったのが昭和十一年には三五四戸となった。したがって地主の負担軽減は別の形で——即ち賦

課総額を $\frac{1}{4}$ にすることによつて自からの負担も $\frac{1}{4}$ にするといふ論理で行なわれるしかなかった(村税戸数割賦課総額は昭和八年度一万一千余円、昭和一〇年度二千九百余円であった)。支出予算においては、基本財産造成費、補

助金、失業救済対策助成金、公債費が削減され、縮少予算が組まれた。

(b) 須永の「転向」とその後

村政が自治会のペースで進められ始めた昭和八年九月「阿久津村長、大川、須永、田部井の村議及須永仲次郎の五名上京。河上丈太郎、三輪寿壮、田所輝明の三名の案内にて陸軍省恩賞局長中井大佐を訪れ、軍人家族の件に付陳情書を提出し陳情⁽²⁾し、以後宇都宮憲兵隊長加藤柏次郎中佐が自治会、大衆党間の調停にのり出すことになる。

既に述べたとおり、自治会内部に対立があり、大中地主を除けば、自治会と大衆党とは決定的に対決する理由はなかったから、調停成立の客観的条件が全くなかったわけではない。まして昭和八年に入り、八月以降には丸万製糸の繭代不払問題が強戸村内の八養蚕組合をまき込み、小商品生産者としては、自治会幹部たる高橋種太郎(自治会農事部長、農会総代)、須藤元次郎(自治会副会長、村会議員)等と行動を共にし、丸万製糸会社事件については自治会・大衆党の区別なく協議会を開いたり

したのであるから、大衆党村政下で収奪を受けていなかった自作農、自作地主にとっては対立を継続すべき理由はなかった。他方、須永は恐慌下における窮乏の原因を「農村窮乏の原因が何にあるかを一言にしていへばそれは資本主義経済なるが故にと云ふべきである」と認識していたから、須永の目には、両派は和解しうるし、和解すべきものと写った。須永の「転向」キャンペーンが盛んに行なわれたが、それはキャンペーンでしかなかった。村内の二大地主が村外へ転出した後であっただけに須永にとっては、農民組合村政の成果が基本的に維持されるのであれば、自治会を含めての運動が可能であると考えられたからである。須永の次の言はその思考を端的に示すものであった。

「今回加藤憲兵隊長の理解ある斡旋に依って強戸も従来の農民組合と自治会派の纏れと感情の軋轢を清算して一体となつて強戸村の向上に努めることを契つた、併しこれに依って無産運動を清算したものでなく大衆党のブロックがあつて強戸村政に及ぼすことがないとは云へるが大衆党勢力が衰へるとは思はない我々が長い間の小作争議に依つて地主が小作階級に及ぼす土地兼平(マダ)即ち資本

主義の農民に及ぼす土地を専占して農奴の姿としてゐた形態を打破しこれを克服し得たと思つてゐる従つて今後としては全体農民運動の方針たる都市商工者に対する抗争があつた、これは小地主、自作農、小作者、全部が一体となつてやらねばならない、この意味から云へば自治会も共に一体となつて全体農民運動に参加出来る訳である」(傍点—引用者)。

しかしながら、大中地主にとって和解は不可であった。そして自治会とは会長岡部幸一郎(昭和四年度戸数割三四四円余)副会長齊藤藤三郎(同五〇七円余)等を頂点とする大中地主の支配体制にはかならなかつたから、調停は不調に終らざるを得なかつた。自治会幹部の中会長岡部幸一郎を中心とする大地主が一貫して強硬であり、成立しかけた和平問題が岡部駒次郎によって破壊されるに至つたことは、自治会の性格からして当然の帰結であつた(和解問題の最大の論点であつた返地要求に対しては小作調停法の利用等により、返地を阻止しようとするが、強硬な地主については成功しなかつた)。

社大党と自治会の和解が失敗に終つた後、昭和一〇年農会総代選挙は、選挙区を小選挙区制に変更して過半数

を占める体制を築いたにもかかわらず当選者数五十六で敗れ、同年に村長も自治会(岡部幸一郎)にとつてかわられる。さらに、昭和七年に解散せられた後農民組合産業部と改名されて存続した産業組合も昭和一〇年には廃され、代つて翌一一年には関根門三郎を組合長として、組合員五三名を以て自治会による産業組合が設立される⁽²⁷⁾。

このようにして農民組合は後退を余儀なくされたが、須永をはじめとする農民組合の活動はその後も続いた。しかしながら、闘争主体の視野にあつたものが地主・小作関係における対立を中心とするものであつたとは考えられない。この点について、高橋徳次郎氏は「大正一〇年(一九二一)一〇月群馬県の強戸農民組合結成以来昭和三年(一九三八)農地調整法が施行されるまで続いた強戸小作争議」(傍点—引用者)と記しており、また戦時下においては「小作料はどんなに安くてもよいから小作してくれとむしる地主から小作人に頼んだ⁽²⁹⁾」といわれる。さらに、昭和一八年の『須永日記』に「夜、寺に供出に関する協議会があつた。皆真剣なのに驚くばかり」⁽³⁰⁾「米の第三回供出が命ぜられて百姓まで米不足で泣いている」⁽³¹⁾と記されているのは、対立関係の性質を率直

に示すものであつた。

あらゆる機関が自治会に掌握されたとはいえ、自治会は自作、小作層をも組織の基盤とせざるを得なかつた。そしてそのうち圧倒的な数を占める小作農部分は強制によつてのみ確保されていたに過ぎなかつたから、常に地主のきずなを断ち切る可能性を潜在させていた。昭和一二年に行なわれた村会議員選挙で社大党は大敗したにもかかわらず、同年の衆議院議員総選挙では、須永の村内での得票が七割前後にのぼつたことは、このような潜在性の一つの現われであつた。したがつて、戦後民主主義の圧倒的展開の下では、強戸村のすべての地主が農民組合に屈服するコースはずでに確定されていた。

(補) ここで須永の視角の広さについて若干補足しておきたい。須永が争議の初期の段階から小作争議のみに専念するという方向をとらなかつたことについては今まで記してきたことで明らかであるが、そのほかに普通選挙法案の通過に関心を示し、護憲運動に際して農民組合は憲政会の飯塚春太郎を推して闘い、戦前前にその参謀長格の人物が須永を訪れてい

る。又、地租委譲問題についても研究会を開いて検討している。自治制度の講習で全国をかけ回ったことは言うまでもないことである。須永のこのような視野の広さは彼が自作農（というより自作地主）であったことによる面もあるかも知れない。

6 村政改革闘争の歴史的位置

——全国的な運動の見通しとの関連で——

強戸村における村政改革は以上の如く展開されたが、こうした闘争は強戸村のみに留まるものではなかった。以下村政改革闘争が全国的な農民運動の中でどのように展開されたか略記しよう。

村会へ小作農民が大量に進出したのは、新村制施行により等級選挙制度が廃止された後、大正一四年に行なわれた市町村会議員選挙以後であった。この選挙では、日本農民組合だけで千名以上の当選者を出し、社会局の発表によれば「全国各地に於ける市町村会議員総選挙の結果は労働者及小作人側の議員数が議員定数の三分の一以上を占むるもの全国に於て一二七ヶ町村其内二分の一以上を占むるもの六〇ヶ町村に達してゐ⁽³²⁾」た。

このように町村会への農民組合の進出が広汎に行なわれたにもかかわらず、この時期に町村会をめぐる闘争がどのような形で行なわれたかについては明らかでない⁽³³⁾。村政改革が意識されたものとして本格的に展開されるのは昭和期に入ってからであり、その政綱、運動方針、スローガン等は次の如くである。

- 1、所得税附加税、地租附加税等の高率累進賦課
- 2、雑種税附加税の廃止
- 3、戸数割の有産階級負担—働きどから軽く
- 4、教育の無産階級本位化、小学校授業料の全廃、学用品の無料給与

5、土木事業を村民多数の勤労者本位に
6、中産以下のものの医療費町村負担⁽³⁴⁾

等々であつて「勤労者」「中産以下のもの」が闘争によって利益を得るものとされた。このような闘争を展開した大正末期から昭和八年までの町村議会への小作人・無産政党の進出状況は第30表のとおりであつた。

農会には、昭和二年に「総代会に於て小作人の勢力を背景とせる総代が其の実数二分の一以上を占むる農会数は市に於て二、町村に於て六三⁽³⁵⁾」となるほどに進出し

第30表 農民組合の町村会への進出(議員数)

	調査町村	小作人	小作人組合・無産政党
T. 14	9,331	9,061	1,312
S. 3.4	10,417	11,414	1,441
S. 8	8,905	14,514	1,554

注『昭和10年小作年報』による。

た。農会をめぐる闘争は、一つには会費賦課をめぐる、二つには農会への官治反対、農会自主化闘争(県農会費の不納、郡農会廃止要求、農会・農事実行組合廃止乃至自主化闘争)として展開された。

産業組合自主化の闘争は、単に既設産業組合に農民組合が入り込み改革するというに留まらず、農民組合が産業組合或いは消費組合を新設するという形でも展開された。産業組合運動は小作人のみを対象としたものではなかった。全農の運動方針では、貧農の利益擁護の目的と共に「生産品の低落と独占価格を始め、一般産業の搾取を意識し初めてゐる現在、われ等は……闘争資金を豊富にするため、共同精神を養ふため、貧農以外の広汎な農村の被圧迫層を動員するためにも階級的共同組合運動は直ちに実行運動に入らねばならぬ」(傍点―引用

者)とした。産業組合運動は一つには掛売を容認することによって貧農救済的な性格をもち、二つには市価の五分―二割の安売、購買高に応じる剰余金分配により小商品生産を發展せしめるものであった。

このような村政改革闘争の集約化¹¹最終的な結論が全農全国会議派の「農民委員会」方式による闘争であった。農民委員会の運動は組織の上でも運動の上でもかなりの混乱があったが、農民組合が小作人組合的性格から脱却しつつあることを示していた。昭和七年一月の全会派第二回代表会議では、農民委員会を「大衆動員のカンパニア的形態であって、その実行委員会が村落に於ける全勤労農民の恒常的世話役機関」と規定し、前年八月の方針を自己批判しつつ、次のような方針を決定した。

「1、……農民委員会……の運動こそ、組合が中心となつて手を下さねばならず、従つてそれは組合としての最も主要な闘争をなすものである。……
2、……具体的な一個の貧農を把えて、それらの小作人としての要求部分だけを特に切離して戦ふものとして、小作人組合に局限することは、実際上むしろ無理が多い。」(傍点―引用者)。

7 むすび

以上、大正末—昭和初期の農民運動を村政改革闘争を中心としてみてきたが、農民闘争の基本的な方向を示したに留まり、錯雑した農民運動のトータルな把握さえ未だなしえなかつた。

従つて今後の課題として、一つには闘争のトータルな把握を、二つには農民運動の錯雑した展開は如何なる収奪体系（地主による直接的な収奪、独占資本の農産物低価格と賃労働とを通ずる収奪、国家による租税—とくに地方税—収奪という三重の収奪）の展開に対応するものとしてあつたかを、三つには、農業恐慌—農民闘争に對抗するものとしてのファシズム（農本ファシズム）展開の論理は如何なるものであつたかを追及してゆきたい。

- (1) 群馬県内務部前掲書五〇頁。
- (2) 同前五頁。
- (3) 争議の長期化は農民組合の戦術の一つでもあつた。群馬県内務部前掲書は「外形上合理的ナル手段ヲ標榜シツ、實際ニ當リテハ多數ヲ以テ目的ノ貫徹ヲ企圖シ時ニ強硬ナル地主カ積極的ニ權利ノ主張ヲナシ訴訟手段ニ出ツルモノニ遭遇スレバ小作調停法ニヨル調停ノ申立ヲ爲シ其ノ終局

ニ於ケル結果ヲ察知シ不利ヲ有利ニ轉換セントスル臨機ノ處置功妙ヲ極ム」（同書二頁）と記している。これに対し地主側は「判決ノ促進ヲ圖ルコト」を司法大臣に陳情する。

- (4) 昭和三年西長岡争議（県議会図書室「小作争議台帳」）。
- (5) 昭和三年下強戸争議。このほかにも同様な争議がいくつかある。

- (6) 岡部家「昭和三年二月地主会関係書類」綴。

- (7) 菊地家資料。

- (8) 群馬県内務部前掲書一八二頁。

- (9) 同前一八四—五頁。

- (10) 農民組合は、地主による返地要求のすべてを否定しようとしたわけではない。地主自身に自作の必要があると認められる場合には返還を許容した（群馬県内務部前掲書四七一—八頁参照）。

- (11) 『須永好日記』昭和五年一〇月一日の項。

- (12) 既に触れたことであるが、『須永日記』のいたるところに記されているように、商品化過程にもっとも考慮を払つたのは須永をはじめとする農民組合員であつた。昭和一〇年九月四日（自治会の庄倒期）須永が組合製糸群馬社総代に選ばれたのもこうしたことの反映にほかならない。しかもこのような事情は強戸村のみに留まるものではなかつた。例えば、新田郡笠懸村では農民組合の力がさして強かつたとは考えられないにもかかわらず、昭和六年には社会大衆党員農会長を選出している（上毛新聞同年四月二六

- 日)。
- (13) 『昭和七年度小作争議及調停事例』。なお、このような大衆党系地主は当然のことながら動搖性をもったものであった。同書には「大衆党系地主ノ主張ハ區々ニシテ真相ヲ表ハサズ」と記されている。
- (14) 選挙直前に地主側は土地の分割登記により有権者の増加を図ったが、農会評議員会によって拒否される。
- (15) 『須永好日記』昭和六年六月一二日の項。
- (16) 菊地家資料。興味深いことに開所式には地主も来賓として出席している。例えば、柳三四二(助役)、柳六郎、佐野間竜童。
- (17) 『須永好日記』昭和七年七月二七日の項。
- (18) 昭和八年八月九日東京朝日新聞群馬版。
- (19) 同前。
- (20) 例えば、昭和八年争議番号三八には「小作人ニ對シ昭和六年内容證明郵便ヲ以テ期間満了ヲ理由ニ六月二五日限りノ明渡予告ヲナスニ至レリ然レトモ小作人ハ其後地主ノ勧誘ニヨリ組合ヲ脱退シテ自治會ニ加入シ其結果他ノ自治會員タル小作人ト同様ノ取扱ヒヲ受ケ」た、とある。
- (21) 例えば、選挙数日前に農民組合から脱退した小作人を温泉にカンヅメにし、さらに投票に際しては、投票用紙に自分の手を押しつけて、書きこんだ人名がさかさに写るとうにし、その掌を自治会幹部に示して始めて信頼を得るといった「踏絵」まで強制した(高橋・菊地両氏よりの聴

- 取)。
- (22) 小野武夫編『農村問題事典』(昭和九年)「強戸村自治会」の項。
- (23) 昭和九年四月三日東京朝日新聞群馬版
- (24) 『須永好日記』昭和八年九月一三日の項。なお加藤中佐による調停の前にも調停の試みが数度なされている。
- (25) 須永好「資本主義経済の産物」(『経済往来』昭和七年七月号)。
- (26) 昭和八年一月一日東京朝日新聞群馬版。
- (27) このような後退の中で、小作農民の生活を保証すべく開始されたのが農村工業化ニ織機導入(昭和十一年)であった。
- (28) 高橋徳次郎「須永好先生の思い出」(農民運動史研究会前掲書一一六七頁)。
- (29) 高橋氏より聴取。
- (30) 『須永好日記』昭和一八年五月一〇日の項。
- (31) 同前昭和一八年五月五日の項。
- (32) 大原社研『日本労働年鑑』第七卷二三五頁。
- (33) 二、三例示すれば、香川県太田村では小作人の提案により烟草乾燥室に対する補助金を増額し(協議会『小作争議地に於ける農村事情の変化』一五〇頁)、愛知県八名郡三上村では自作村長を擁立して地主に対して戸数割を増徴している(信夫清三郎『大正政治史』七七四―七五頁)。
- (34) 大原社研『日本労働年鑑』第一卷三二―三八頁。同昭

(63) 大正末—昭和初期に於ける村政改革闘争

(35) 和九年三四五頁等。
協議会農村課『社会政策時報』第八九号「昭和二年度
農村問題概観」。

(36) 大原社研『日本労働年鑑』昭和六年三〇〇頁。
(37) 農民組合史刊行会編『農民組合運動史』六〇四—六頁。
(一橋大学大学院博士課程)